

青少年と新規メディア

弘前大学人文学部講師
羽瀨一代

携帯電話の社会的影響

大学外で若者と携帯電話について話すことが多い私でなくとも、この10年ほどで生活者の情報空間が変容したという実感をもつ人々は、多いのではないだろうか。1997年から2001年にかけて、インターネット人口は約6倍にふくれあがった。また携帯電話（PHSを含む：以下省略）利用人口は、1990年代初頭の1%程度から67%にまでふくれあがった。それにともない、新たなメディアとその社会的影響に関する言説もあちこちで聞かれるようになった。

たとえば、「携帯電話の利用と犯罪の関連」さらには「携帯電話の普及と少年犯罪の増加」「公共の場での携帯電話利用によるマナー問題」「携帯電話の電磁波が及ぼす人体への影響」などである。

少年犯罪増加はウソ

まず、昨年、私を含む数人の研究者でおこなった携帯電話利用調査の結果によると、日本で携帯電話の普及によって犯罪が増加したと考えている人は、「そう思う」「まあそう思う」をあわせると83.3%であった（図1）。

それでは、携帯電話が普及したことによって、

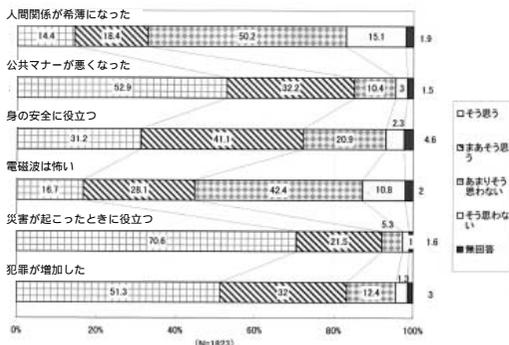


図1 携帯電話のイメージ

犯罪は増加したのだろうか。最近話題となっており、とくに携帯電話との関連で語られやすい少年犯罪の検挙人員率をみてみよう（図2）。

近年の傾向として、1998年からの3年間、検挙人員率は減少している。ちなみに「17歳」が話題になった2000年は、前年度よりも検挙人員率が減少している。さらに、もう少し歴史をさかのぼったところで見ると、1981年から1991年までは、一貫して減少の傾向にあった。こういった減少傾向にあるとき、「少年犯罪減少傾向」という報道はあまりなされない。昨年の2001年は2000年より検挙人員率が増加したため、派手に「少年犯罪の増加」が騒がれた。さらに、1995年以降、移動体メディアの利用者が増加したと言われているが（仲島ほか、1999）、1990年代の検挙人員率は、ほぼ横這いである。1980年代の高い検挙人員率に比べて1990年代の検挙率が低いことを考えあわせても、実際にはメディアの出現が犯罪の増加を後押ししたとは考えにくい。蛇足ながらつけ加えたいことは、韓国、北欧、米国での携帯電話利用調査において、こういった「犯罪と携帯電話の関連」という語りは、まったく聞かれなかった事実である。携帯電話が犯罪と関連するのならば、普及率の高い他の国でも同じように話題になっているはずである。

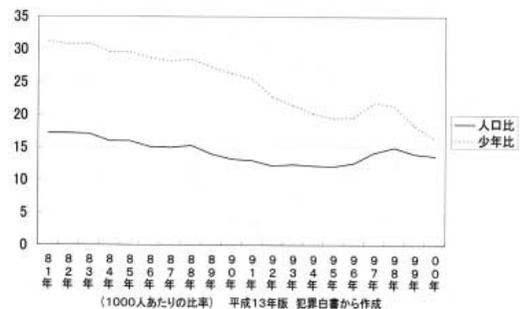


図2 少年刑法検挙人員比率

新規メディアの受容史

それでは、なぜ日本で携帯電話はこれほど犯罪との関連で語られるようになってしまったのだろうか。

新規メディアがどのように受け入れられてきたか、その歴史をここではふりかえってみよう。記憶に近いところで、テレビゲームはどうであっただろうか。

「テレビゲームと青少年」問題としてまことしやかにささやかれた言説は、次のようなものであった。「塾やお稽古ごとに忙しい最近の子どもたちは、友だちと外で遊ぼうと思っても遊ぶことができない。そこで、1人で家の中でテレビゲームをして遊ぶようになる。友だちと遊ばない子どもは、人との人間関係が作れないから非行に走ったり、犯罪を起こすような成人へと育つ。」もしくは、「テレビゲームでの疑似戦闘体験が子どもたちの現実感覚を麻痺させてしまう」というものである。

もう少し時代をさかのぼってみると、「マンガなんかを読んでばかりいるとろくな大人にならない」と言われた時代もあった。同じように、ウォークマンの出現、テレビの普及も同じく悪者として語られてきたのである。

青少年に対するメディアの影響？

まず、テレビゲームにまつわる言説から考えてみたい。この環境変容から問題行動を説明する思考法について、次のような反証がある。あまり忙しくないはずである田舎の子どもと忙しい都会の子どもとを比較調査（吉井，2000）をした結果、どんな場所に住む子どもでも、テレビゲームに夢中になって遊ぶということが明らかになっている。「塾やお稽古ごとに忙しい最近の子どもたちは、友だちと外で遊ぼうと思っても遊ぶことができない。そこで、1人で家の中でテレビゲームをして遊ぶようになる」という言説の出所は不明である。しかし、自然のなかで遊ぶことが推奨されることであり、家の中で遊ぶことはその代替、という意識から生まれたもっともらしい説明だったのである。また、よく気がつく教員ならば、次のようなことを日々感じているのではないだろうか。テレビゲームをすることで1人の世界に閉じ

こもる子どもたちよりは、テレビゲームという話題を通じて友だち関係を円滑にしている子どもたちのほうが多いということ。したがって、テレビゲーム＝1人遊びという短絡的な構図をすぐさまには描けないのである。

加えてこれまでのマスコミュニケーション研究の成果からいえば、メディアから流れてくるメッセージの意味内容が、そのまま受容者に皮下注射されるごとく内面化されてしまうことはない。つまり、どのような人と、どのような状況でそのメディアを利用しているか、という「受容の環境＝受容文脈」が、メディアのメッセージ内容の伝達に関与するという知見が社会心理学の成果として多くみられる。

われわれメディアリテラシーの向上に関わる教育者たちが気をつけなければならないのは、何の根拠もない「新規メディア 犯罪」という神話に踊らされて、本当に考えていかなければならない重要なものを見失う、という事態を避けることである。1997年に起きた「ポケモン^{かんしやく}痲癩発作」事件のような重大な事件が起きてしまったのは、こういった神話に目先を奪われて、現実的なテレビの魅力とその危険性についての対策を講じてこなかったからである（浅野，2001）。

メディア環境の変容

テレビ、マンガ...どんなメディアをとっても、新規メディアであったときは、根拠なく悪者扱いされてきた。

だが、現実には、利用する人が存在する以上、メディアが消滅することはない。さらにメディアをまったく利用しない人が、日本社会に存在するとも思えない。では、いま現代日本社会では、何歳頃からこういったメディアを利用しているのだろうか。ただし、この問いに正面から回答することはできない。近年、メディア環境の変容が急激であるため、（メディアの登場があったかどうかという）世代的影響が大きい。よってここでは、メディア利用の適齢期に関する意識を紹介する（図3）。

1997年に「ポケモン痲癩発作」事件のようなテレビ画面に関する重大な事件が起きたにも関わらず、テレビというメディアは、「できるだけ早

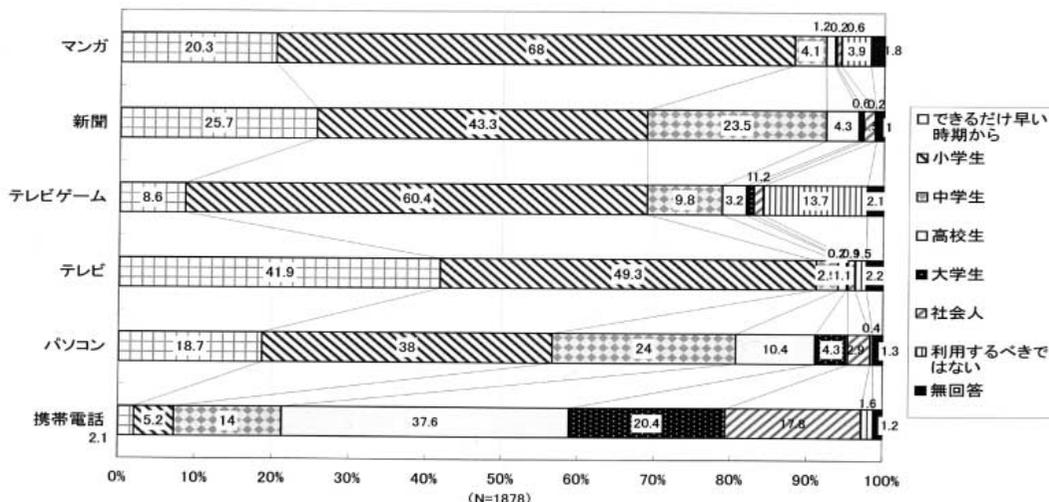


図3 メディアの使用開始適齢期

い時期」からの利用が容認されているメディアである。メディアリテラシーを身につける難易度も関係するのであろうが、新聞やパソコンといったメディアについてよりも、多くの人々が「できるだけ早い時期」から利用させることを容認していることは注目に値する。また、マンガについても88.3%の人が、小学生以下からの接触を容認している。新聞やパソコンよりもこの数値は高い。

一方、携帯電話はどうだろうか。中学生以下から利用することは、容認されないようである。携帯電話利用開始にもっとも穏当な時期は、高校生であると考えている人が多いのである。実際に高校生の所持率は、成人に近いほかの世代の所持率とほぼ変わらない。加えて、高齢者と較べてみると所持率が高いといえる(図4)。

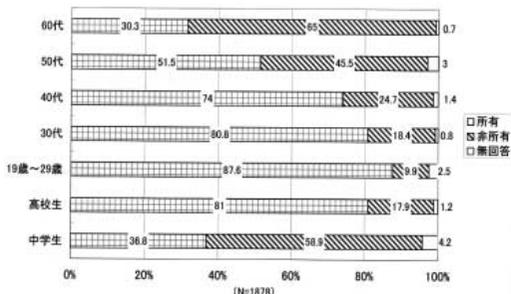


図4 携帯電話・PHSの所有者

携帯電話利用に関する現実的な対応

こういったデータから、携帯電話と青少年の関わりをどのように考えたらよいのだろうか。先日、

中学生のお子さんを持つ親御さんから「子どもがそろそろ携帯電話を持ちたいと言いだして、学校では禁止されているんですけど…」という話や「学校での保護者懇談会で、安全のために子どもに携帯電話を持たせたいという親御さんとそんな不良化の原因になるようなものを持たせる神経がおかしいという親御さんが対立して…」といった悩みを聞いた。

また、教員からは「授業中に携帯電話で教員の目を盗んで携帯メールをうって遊んで困る」とつぜん、授業中に携帯電話の着信音が鳴ることがある」という悩みを聞くことがある。基本的には、学校側は「所持の禁止」を表明しているところが多い。

ところが、昨年の調査結果によると、携帯電話もしくはPHSをもっている中学生は、中学生回答者のうちの36.8%、高校生は81%であった。この現実から何を考えるかということ自体が重要であると筆者は主張したい。4割弱の中学生、8割の高校生が携帯電話を所有している事実を無視して、「携帯電話所持の禁止」「学校への持参禁止」という禁止事項を作ること自体がナンセンスであるからこそ、「隠れて」授業とは関係のない携帯メール送信という「内職」や不意の着信音という事態が起こるのである。

携帯電話を解禁すると次のようなことが可能になるだろう。一点目に授業中は携帯電話の電源を

切って机の上に出しておく指示がだせる。電源の状況は、机の上であればいつでも教員が確認できる。さらに、携帯電話を持ってきていない学生の動向だけを注意しておけば、授業中の「隠れメール」も減らすことができるだろう。

このような提言を若輩者の私がおこなうことには、説得力がないかもしれない。そこで自身の講義形態を暴露しておきたい。私の講義では、「講義中の携帯メール使用についての可否」を参加している受講生たちに議論させ、受講ルールを決定させる。私自身は「講義中に電話にできることも、全員が納得しているならOK」と言っているにも関わらず、「通話は禁止」と彼らは決定する。他方、もうひとつのモード、携帯メール利用を制限したことはなかった。ただし、ほとんどの場合、「周りの人に迷惑がかからないようにそつと行う」という但し書きを彼ら自身で決めてくる。さらに、授業中、許可されているにもかかわらず、携帯メールをおこなうようなそぶりはみられない。

どのような意識で講義・授業に望むべきなのか。「～べき」といったような規範は、それぞれの時代に生きる人々が、それぞれの時代の状況、

文化状況に応じて決定していくべきことである。メディア環境が激変するなか、旧来の社会で適的であった規範を現在の社会に押しつけても現実的ではない。反対にクラスという社会を構成している学生達自身で、学校の中でのメディア利用に関して決定することができるならば、それはまさしくメディアリテラシーの育成の活動一環ともなりうるだろう。

参考文献

- ・ 仲島一朗・姫野桂一・吉井博明1999「移動電話の普及とその社会的意味」『情報通信学会誌』
- ・ 吉井博明2000『情報のエコロジー』北樹出版
- ・ 浅野智彦2001「補論ネットカルチャーと若者のアイデンティティ」『今日の大学生のコミュニケーションと意識』青少年研究会
- ・ 電通総研2001『情報メディア白書2001』電通
- ・ 法務省法務総合研究所2001『平成13年度版犯罪白書』財務省印刷局
- ・ 内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/youth/>)
- ・ なお、本稿で使用したデータは、平成14年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(1))「携帯電話利用の深化とその社会的影響に関する国際比較研究」(代表:吉井博明)の成果の一部である。